

■発 行:秋保地区の交通を考える会 会長 及川純一 電話 399-2133

■支援機関:仙台市 地域交通推進課

電話 214-8359



ただきました。**(裏面に利用者インタビューを場**たくさんの子どもたちに、ぐるりんあきうをご到っくるりんあきうを利用する子どもたちの様子。 んあきうをご利用い -を掲載)

らせします。次号の考える会通信でお知今回の試験運行の実績は、

収支計 ★☆アンケートにご協力ください!☆★

次回の試験運行に向けた検証を行うため、アンケートを実施しております。仙台市か ら皆様のご自宅へ郵送されますので、お早めのご回答にご協力ください。

<詳しくは見開きをご覧ください>

きう 試 無 事

あ

「試験運行」を終えるにあたり おかげさまで、

この51日間「ぐるりんあきう」に 回目の試験運行が無事に終了しおかげさまで、3月3日をもって

と数年の準備期間を経て、この日を域から愛される地域交通を創りた移動に困っている方の力になり、地 に心から感謝を申り ^ ~をすぐョンニずます。 ルを送り続けてくださった皆様 し上げます この日を

おうずねていきました。 推移し、利用促進に向けた協議を重加を 1日4人程度のご利用で 足が鈍り、1日4人星隻フ・ー・しかし、初めは大雪とコロナ禍で出 迎えました。 ぶ、} 引は、17、(m)、 しこしおかげさまで次第に増えてきまし

善して本格運行につなげたいと思いのために運行日や運行範囲等を改を予定しておりますが、利用者増加今年の10月から2回目の試験運行 画の目標は1日10 人です。

3月は1日7

八ほど、

ぐるりんあきう利用者インタビュ



すが、途中でお姉ちゃ がるかなと思ったので

111

3月

幼稚園の子も乗せて 秋保交通さんは普段

30

1月

※1/18運行開始~3/19時点の利用者数

を利用できてほんと せ、滝原で長女を乗せ 乗せ、加沢で次女を乗 たが、ぐるりんあきう て無事に野尻まで運 んでいただきました。 に助かりました! 湯元で4歳の息子を

ると喜んで乗って来ま んが乗ってくると伝え

取り入れて頂きました。

◆考える会と秋保オンデマンド交通のつながり

二口・野尻・森安等への乗降ポイント追加など、考える会からの意見をオンデマンド交通は、JR東日本による取り組みですが、 電話での予

秋保オンデマンド

した。

秋保の将来の交通に取り組んでいきたいと考えています。 考える会では、今後もJR東日本とお互いに協力し、連携を深めながら、

月ごとの利用者数の推移※

104

2月

した。 いるので、安心出来ま

お願いいたします。 ★☆「考える会通信」今月号は、町内会の協力をいただいて、秋保全

150

00

50

利用者数

月30日まで行われます」R東日本による、秋保 4月から9月まで半年間の運行 「ぐるりんあきう」と大きく違うのは、

秋保オンデマン

ド交通の運行がスタ

|度は乗ってみませ

秋保オンデマンド交通の実証運行が、

4月1日から

(ぐるり

んあきうとは別の交通です)

次の5点です

で行ける

※ご利用方法の詳細は 文払いはSuiCa等で行う 沃められた乗降ポイントで乗 ご確認ください 6りに同封のチラシで ントで乗降する

▼電話予約ができるようになりました ようになりました。(予約はご利用当日分のみの受付となります。)JR東日本による、秋保オンデマンド交通は、今回から電話でも予約 になりま-

ネット・スマホでの予約に抵抗がある方も、 お気軽に利用できます。)

四すがわら医院

↑この看板が乗降ポ イントの目印です

~ご協力ください~

ぐるりんあきうに関するアンケート調査のお知らせ

「秋保地区の交通を考える会」では、1月18日から3月31日まで行った、 「ぐるりんあきう」試験運行(1回目)に引き続き、今年の10月から2回目の試 験運行を予定しております。

2回目の試験運行では、秋保全域で「ぐるりんあきう」を利用しやすくする など、運行計画を改善して本格運行につなげたいと考えております。

そこで、まずは秋保全域でアンケートを実施します。

本アンケート調査は、秋保にお住まいの皆様の日頃の移動実態を調査し、 ぐるりんあきうの次回の試験運行に生かすために行うものです。

秋保にあった、持続可能な地域交通を確保するためには、皆様からたくさ んの回答をいただき、運行計画に反映させることが、とても重要です。 どうか皆様のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

アンケートは以下のとおり、2地区に分かれて行います

地区名

野尻·滝原·野口

舘・竹ノ内・西台

石神・国久



- ・3月に皆様のご自宅へ、アン ケート調査票が仙台市から郵 送済みです。
- ·同封の返信用封筒にて、4月7 日までにご回答ください。

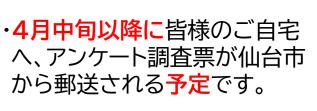
駅·加沢

野中·並木·大原

長袋町·境野

太夫·湯向

枇杷原·湯元·東湯元



・同封の返信用封筒か、又はイン ターネットでご回答ください。

表者会議の様子



試験運行Ⅱまでのスケジュール



こなる代表者会議を3考える会では、今年度 会議を3月17 、今年度最後

することが話し合われまし保全域で誰でも使えるようにもなるようにいいましている。 した。 では、秋保町内正し、秋保町内では、大会が参画する。 のを 町改

つ、気に秋発

「秋保地区の交通を考える会」会則(赤字が3月17日付改正箇所)

この会は「秋保地区の交通を考える会」(以下、「本会」)と称し、 事務所を会長宅に置く。

本会は、秋保地区の交通の課題を把握し、地域住民の合意形成 を図りつつ地域の足を確保し、安心で暮らしやすい地域と地域の 活性化を目指す。

第二条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 地域交通確保の具体策の検討
- (2) 住民への広報
- (3) アンケートの調査・分析
- (4) 関連団体との意見交換・協調
- (5) 地域交通の運行
- (6) その他

(組織)

本会は秋保を愛し、本会の趣旨に賛同する者及び次に掲げる者 をもって構成し、代表者会・役員会を置く。

- (1) 馬場連合町内会、秋保小学区連合町内会、湯元地区連合町内会の
- (2) 野尻町内会、滝原町内会、野口町内会、駅町内会、加沢町内会、野 中町内会、並木町内会、大原町内会、長袋町町内会、舘町内会、竹ノ 内町内会、石神町内会、国久町内会、西台町内会、境野町内会、太夫 町内会、湯向町内会、枇杷原町内会、秋保温泉湯元町内会、東湯元町 内会の各会長又は代理
- (3) 秋保温泉旅館組合長又は代理
- (4) みやぎ仙台商工会秋保支部長又は代理
- 仙台市立秋保中学校、仙台市立馬場小学校、仙台市立秋保小学校、 仙台市立湯元小学校の各校長又は代理
- (6) 仙台市立あきう幼稚園長又は代理
- (5)(6)に記載の各学校及び幼稚園のPTA会長又は代理
- 湯元保育所長又は代理
- 湯元児童館長又は代理

(役員構成と職務)

第五条 本会の役員及び職務は、次の通りとする。

- (1) 会長 会を統括する
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長が不在の際はその職務を代行する
- (3) 事務局長 会の庶務を処理し、広報を担当する
- (4)会計 会の会計を処理する (6) 監査 会の会務など会計を監査する

(役員の選任及び任期)

第六条 役員は、代表者会で選任し任期は2年とする。欠員により選出さ れた役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げ

のす

7

第七条 本会に、顧問を置くことができる。

(1) 顧問 知識や経験をもって事業の相談・補佐にあたる。

第八条 町民全体説明会・代表者会・役員会は会長が招集し、議長を務

(1) 代表者会

- (イ)事業運営全般
- (ロ)予算・決算
- (ハ)役員の選任
- (二)会則の改廃
- (ホ)その他、会運営上必要な事項

(2) 役員会

- (イ)代表者会に提出する事項
- (ロ)その他、会運営上必要な事項に関すること。

(3) 議決

代表者会における議決は、出席者の過半数とする。 (専決)

第九条

の会議にて、役員会・代表者会に報告・承認を得る。 (経費) 第十条 本会の経費は、運賃及び助成金・協賛金その他の収入を充てる。

緊急を要する事項及び軽易な事項は会長の専決事項とし、直近

(会計年度)

第十一条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (補則)

本会の会則で定めない事項は、会長が別に定める。

本格運行を開始するときには、会則及び組織を、再度発展的

- (1) この会則は令和元年6月19日より施行する。但し、第十一条の会計年 度は、令和元年度に限り、6月19日から翌年3月31日までとする。
- (2) この会則は、改正した日から施行し、令和2年8月19日より適用する。 (3) この会則は、改正した日から施行し、令和2年9月16日より適用する。
- (4) この会則は、改正した日から施行し、令和3年3月17日より適用する。
 - (令和3年3月17日一部改正)